

# 復職に関する申立書

※就学の方は以下「復職」を「復学」に読み替えてください。

## ① 育児休業を取得している(取得予定の)方へ

No.	保育園等の申込みにおいて復職をどの程度ご希望されますか？下記の(ア)・(イ)いずれかを記入してください。	記入欄
1	(ア) 保育所等に入所できた場合、遅くとも入園月中に復職を希望する。→ No.2~3を確認 (イ) 申込書③の「復職希望月」までは復職を希望しない。→ No.2~6を確認	アまたはイを記入
<b>下記のNo. 2~3を確認後□にチェックをお願いします。</b>		<b>確認済</b>
2	申込児童が保育園等に内定したときは、入園月の末日までに復職し、『復職証明書』を復職後14日以内に提出します。	<input type="checkbox"/>
3	下記の場合、退園となることがあります。 ・入園月中に育児休業取得前と同じ条件で復職しなかった場合(育児短時間勤務等の場合を除く。) ・元の勤務先に復職せず転職・退職した場合 ・育児短時間勤務取得予定で正規の勤務時間とみなして指数を算定されていた方が、申込み時の申し出と異なる状況になった場合 ・利用調整月が出産要件に該当する場合(保育の必要性が就労で認定されている方は、出産予定日の6週間前の月の初日から出産日の翌日から起算して8週間を経過する日の月の末日まで)、保育指数は出産要件(24点)で算定されます。申込み時に申し出がなく、内定(入園を含む)した後に妊娠(出産)が判明した場合、内定取消しまたは退園となることがあります。	<input type="checkbox"/>
<b>No. 1で(イ)を選択された方のみ下記のNo.4~6を確認後□にチェックをお願いします。</b>		<b>確認済</b>
4	上記No.1「(イ)」を選択した場合、『就労(予定)証明書』等の保育を必要とする証明書提出の有無に関わらず、利用調整月が申込書③「復職希望月」に該当するまでは <b>保護者ともに保育指数を10点とします。</b> <b>また、同一指数世帯の優先事項⑧の住民税額も最高税額として利用調整します。</b> 例：復職希望月が令和3年5月の場合 → 令和3年4月利用調整までは、保護者ともに保育指数10点かつ同一指数世帯の優先事項⑧の住民税額も最高税額となります。	<input type="checkbox"/>
5	利用調整は、指数の高い児童から順に内定を出します。保育指数10点を適用した場合でも、希望保育園の申込み状況によっては内定となる場合があります。内定した場合は、入園月の末日までに復職が必要となります。	<input type="checkbox"/>
6	内定を辞退した場合は、『保育利用保留通知書』を交付することはできません。	<input type="checkbox"/>

## ② 育児休業を取得せず、産後休業終了後、直ちに復職される方へ

※産後休業とは、労働基準法に基づく産前・産後休業期間のことをいいます。

No.	下記のNo.1~2を確認後□にチェックをお願いします。	確認済
1	申込児童が保育園等に内定したときは、産後休業終了後、直ちに復職し、育児休業を取得しません。また、『復職証明書』を復職後14日以内に提出します。 ※利用調整時の保育指数は就労要件で算定されます。	<input type="checkbox"/>
2	下記の場合、退園となることがあります。 ・出産された児童の預け先が見つからず、復職できない場合(出産児童の月齢によっては、復職が必要な月に練馬区への申込ができない場合があります。) ・産後休業後、出産された児童にかかる育児休業を取得する場合	<input type="checkbox"/>

練馬区教育委員会教育長 宛て

保育園等の利用申込みに当たり、上記のとおり申し立てます。

なお、『復職証明書』を提出できなかった場合には、退園することに異議はありません。

令和 年 月 日

住所

保護者氏名